

令和6年度第2回福島県権利擁護推進会議 次第

日 時：令和7年3月21日（金）14：00～16：00

実施方法：参集（杉妻会館 3階 百合）及びオンライン（Zoom）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- （1）県内の高齢者及び障がい者虐待の状況等について 資料1－1～資料1－3
- （2）成年後見制度の担い手育成方針について 資料2－1～資料2－2
- （3）意見交換

4 閉 会

【配付資料】

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 資料1－1 | 令和5年度における福島県内の高齢者虐待の状況について（概要） |
| 資料1－2 | 令和5年度における福島県内の高齢者虐待の状況について |
| 資料1－3 | 令和5年度における福島県内の障がい者虐待の状況について |
| 資料2－1 | 担い手育成方針の概要 |
| 資料2－2 | 福島県成年後見制度に関する担い手の育成方針（案） |

令和6年度第2回福島県権利擁護推進会議 出席者名簿

No.	分野	推薦団体	役職等	委員名	出欠	参加方法	備考
1	学識経験者	一般社団法人 福島県社会福祉士会	会長	まつもと きいち 松本 喜一	○	参集	
2	法曹	福島県弁護士会	高齢者・障害者権利擁護 支援センター運営委員会 委員長	まき ひろやす 楨 裕康	○	参集	
3	権利擁護	福島県司法書士会 (公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポートふくしま支部)	支部長	ましこ なおき 益子 直樹	○	参集	
4	権利擁護	一般社団法人 福島県社会福祉士会	市町村体制整備アドバイザー	たにがわ ひとみ 谷川 ひとみ	○	参集	
5	権利擁護	福島県行政書士会（公益社団 法人コスモス成年後見サポー トセンター福島県支部）	副支部長	かわしま かずのり 川島 一紀	○	参集	
6	保健医療	一般社団法人福島県医師会	常任理事	はら ひさお 原 寿夫	○	参集	
7	保健医療	公益社団法人福島県看護協会	郡山支部長	あべ はつえ 阿部 初江	○	参集	
8	高齢福祉	一般社団法人 福島県老人福祉施設協議会	副会長	さくらい あつし 櫻井 厚志	欠		
9	高齢福祉	一般社団法人 福島県介護支援専門員協会	会長	い ち じ のりこ 逸持治 典子	○	オンライン	
10	高齢福祉	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	地域福祉部長兼 地域福祉課長	わたなべ せいいち 渡辺 誠一	○	参集	
11	高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉 協議会地域包括・在宅介護支 援センター協議会	役員	かんの みきこ 菅野 美樹子	○	参集	
12	高齢福祉	公益社団法人 認知症の人と家族の会	福島県支部世話人	は せ が わ きょうこ 長谷川 京子	○	参集	
13	障がい福祉	一般社団法人 福島県手をつなぐ親の会連合会	会長	ななみや ひろし 七宮 弘	○	参集	
14	障がい福祉	障がい者基幹相談支援センター	社会福祉法人福島県福祉事業協会 田村地方基幹相談支援センター 相談支援専門員	まつもと としき 松本 敏希	○	参集	
15	行政	市町村（市）	須賀川市長寿福祉課長	ふるかわ かずお 古川 一夫	○	参集	
16	行政	市町村（町村）	三春町保健福祉課長	かげやま せいお 影山 清夫	○	参集	
17	行政	福島県警察本部	生活安全部少年女性安全 対策課長	たかはし まさき 高橋 正樹	○	参集	代理：人身安全対策第 三係長 花見 秀一
18	行政	福島県生活環境部消費生活課	課長	こくぶん あきこ 國分 亮子	欠		
19	オブザーバー	福島家庭裁判所	次席書記官	いそがみ むつこ 磯上 睦子	欠		
				出席	16	参集	15
				欠席	3	オンライン	1
				総数	19		

(事務局)

1	福島県保健福祉部 高齢福祉課	課長	舟 山 真 吾
2		主 幹 兼 副 課 長	長 沼 武 志
3		主 任 主 査	小 幡 圭
4		主 事	郡 司 翼 早
5	福島県保健福祉部 社会福祉課	主 事	横 道 奈 津 子
6	福島県保健福祉部 障がい福祉課	主 任 主 査	小 林 佳 江
7		副 主 査	川 口 光 士 郎

令和 5 年度における福島県内の高齢者虐待の状況について（概要）

（対象期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

※ 本資料は厚生労働省が実施した令和 5 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査における県内各市町村の回答内容をもとに作成しております。

1 件数

		R 4	R 5	増減
養介護施設従事者等による高齢者虐待	相談・通報件数	32 件	43 件	11 件
	虐待と判断した件数	9 件	20 件	11 件
養護者による高齢者虐待	相談・通報件数	555 件	542 件	△13 件
	虐待と判断した件数	240 件	266 件	26 件

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待

- (1) 相談・通報件数、虐待と判断した件数はいずれも過去最多で 3 年連続増加。
※全国でも同様。
- (2) 相談・通報者の内訳は、「当該施設・事業所職員」が最も多く、「施設・事業所の管理者等」、「家族・親族」の順。※全国でも同様。
- (3) 虐待の種別は「身体的虐待」が最も多く、「心理的虐待」、「介護等放棄」「経済的虐待」、「性的虐待」の順。※全国でも同様。
- (4) 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が最も多く、次いで「職員のストレス・感情コントロール」、「職員の倫理観・理念の欠如」等。
- (5) 虐待による死亡事案 1 件あり（※）。
※ 令和 4 年度に虐待が発生したが、虐待認定が令和 5 年度となった事案。

3 養護者による高齢者虐待

- (1) 相談・通報件数は減少、虐待と判断した件数は増加。
※全国的には相談・通報件数は過去最多で 11 年連続増加、虐待と判断した件数は横ばい傾向。
- (2) 相談・通報者の種別は、「介護支援専門員」が最も多く、「警察」、「家族・親族」の順。※全国では「警察」が最も多い。
- (3) 虐待の種別は、「身体的虐待」が最も多く、「心理的虐待」、「介護等放棄」「経済的虐待」、「性的虐待」の順。※全国でも同様。

- (4) 被虐待者からみた虐待者の続柄は「息子」が最も多く、「夫」と「娘」が同数、「妻」の順。※全国でも「息子」が最も多い。
- (5) 虐待者の年齢で最も多いのは「50～59 歳」で、「60～64 歳」、「40～49 歳」の順。※全国では「40～49 歳」が最も多い。
- (6) 虐待の発生要因は、被虐待者側の要因として「認知症の症状」と「身体的自立度の低さ」が最も多く、虐待者側の要因として「理解力の不足や低下」が最も多く、「介護疲れ・介護ストレス」、「知識や情報の不足」、「虐待者の介護力の低下や不足」の順。
- (7) 成年後見制度の利用については、「利用開始済」と「利用手続き中」を合わせて 30 件、うち市町村長申立が 29 件。日常生活自立支援事業の利用開始は 2 件。
- (8) 虐待による死亡事案 1 件あり。

4 県の取組

- (1) 令和 6 年度の実施状況
 - (委託先：ア～オ 福島県社会福祉士会、カ 福島県看護協会)
 - ア 市町村向け相談窓口の設置及び専門職派遣
 - ・ 電話相談：34 件
 - ・ 専門職派遣：16 件 ※2 月末時点
 - イ 養介護施設従事者による虐待対応研修
 - 【オンライン】
 - ・ 日時：令和 6 年 5 月 20 日～7 月 12 日
 - ・ 実施方法：オンデマンド配信
 - ・ 対象者：市町村、県保健福祉事務所職員
 - ・ 視聴回数 188 回
 - 【集合型】
 - ・ 日時：令和 6 年 7 月 5 日
 - ・ 会場：福島県農業総合センター
 - ・ 参加対象者：市町村、県保健福祉事務所職員
 - ・ 参加者数：37 名
 - ウ 養護者による虐待対応研修
 - ・ 日時：令和 6 年 6 月 4 日～7 月 31 日
 - ・ 実施方法：オンデマンド配信
 - ・ 参加対象者：市町村、地域包括支援センター、県保健福祉事務所職員
 - ・ 視聴回数 28 回

エ 権利擁護推進員養成研修

- ・ 日時：令和6年9月17日、10月23日（2日間）
- ・ 実施方法：9月17日 オンライン
10月23日 集合型（会場：郡山ユラックス熱海）
- ・ 参加対象者：介護施設等の施設長、介護主任等、身体拘束廃止などの高齢者の権利擁護のための取組を施設等内で指導的立場から推進することができる職員。
- ・ 修了者数：59名

オ 高齢者施設向け虐待防止研修

- ・ 日時：令和6年11月25日
- ・ 会場：郡山ユラックス熱海
- ・ 参加対象者：介護施設等の職員
- ・ 参加者数：133名

カ 看護実務者研修（委託）

- ・ 日時：令和6年12月10日、11日（2日間）
- ・ 会場：福島県看護会館みらい
- ・ 参加対象者：介護施設等の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員。
- ・ 修了者数：84名

(2) 今後の取組

県内の高齢者虐待事案が増加していることから、引き続き市町村への専門職派遣及び各種研修を実施するとともに、高齢者施設向け研修の充実を図る。

令和５年度における福島県内の高齢者虐待の状況について

(対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和 7 年 1 月 2 0 日 高齢福祉課

高齢者虐待防止法第25条に基づき、高齢者虐待状況を公表します。

◎養介護施設従事者等による高齢者虐待

1 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数（年度内）

	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数※1	22 件	32 件	43 件
虐待の事実が認められた事例の件数	8 件	9 件	20 件

※1 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも1件と計上している。

2 相談・通報者（重複あり）

	R3年度	R4年度	R5年度
本人による届出		1 人	
家族・親族	3 人	9 人	8 人
当該施設・事業所職員	9 人	11 人	16 人
当該施設・事業所元職員	2 人	6 人	5 人
施設・事業所の管理者等	2 人	2 人	10 人
医療機関従事者（医師含む）		3 人	2 人
介護支援専門員			1 人
介護相談員			1 人
地域包括支援センター職員	2 人	1 人	
社会福祉協議会職員			
国民健康保険団体連合会			
都道府県から連絡	5 人		2 人
警察		1 人	2 人
その他、不明（匿名を含む）	2 人	1 人	1 人

3 虐待の状況

区 分	施設・事業所の種別	高齢者虐待の種別	被虐待者の状況（当時）			虐待を行った従事者等の職種	深刻度※2	虐待事例への対応状況
			性別	年齢階級	要介護度			
事 案 1	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	90～94歳	要介護3	介護職	4（最重度）	行政処分（新規入所者受入停止6か月）
事 案 2	特別養護老人ホーム	心理的虐待	男	85～89歳	要介護3	介護職	1（軽度）	施設等に対する指導
事 案 3	有料老人ホーム	身体的虐待 心理的虐待	男	70～74歳	要介護5	介護職	1（軽度）	改善計画の提出
事 案 4	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	90～94歳	要介護5	介護職	2（中度）	施設等に対する指導
事 案 5	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	85～89歳	要介護3	介護職	1（軽度）	改善計画の提出
事 案 6	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）	性的虐待	女3	80～94歳	要介護1, 3, 4	看護職	3（重度）	改善計画の提出
事 案 7	特別養護老人ホーム	経済的虐待	女14	70歳～	要介護3, 4, 5	事務職	4（最重度）	改善計画の提出
事 案 8	有料老人ホーム	身体的虐待	女	85～89歳	要介護5	介護職	－	改善計画の提出
事 案 9	介護老人保健施設	身体的虐待	女	85～89歳	要介護3	介護職	1（軽度）	改善計画の提出
事 案 10	介護老人保健施設	身体的虐待	男	95～99歳	要介護3	介護職	－	改善計画の提出
事 案 11	認知症グループホーム	身体的虐待 心理的虐待 介護放棄	女	90～94歳	要介護4	介護職	1（軽度）	改善計画の提出

事 案 12	特別養護老人ホーム	身体的虐待	男	90～94歳	要介護3	介護職	1 (軽度)	改善計画 の提出
事 案 13	特別養護老人ホーム	心理的虐待 介護放棄	男1 女2	80～84歳	不明	介護職	3 (重度) 2 (中度)	改善計画 の提出
事 案 14	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	80～84歳	要介護3	介護職	4 (最重度)	改善勧告
事 案 15	特別養護老人ホーム	身体的虐待 心理的虐待 介護放棄	男2 女2	70～79歳, 100歳以上	要介護3, 4	介護職	-	改善計画 の提出
事 案 16	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	90～94歳	要介護5	介護職	1 (軽度)	改善計画 の提出
事 案 17	認知症グループホーム	身体的虐待 心理的虐待	女2	90～94歳	要介護3, 4	介護職	1 (軽度)	改善計画 の提出
事 案 18	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	75～79歳	要介護5	介護職	1 (軽度)	改善計画 の提出
事 案 19	有料老人ホーム	身体的虐待	女	85～89歳	要介護5	介護職	1 (軽度)	改善計画 の提出
事 案 20	有料老人ホーム	心理的虐待	男	90～94歳	要介護4	看護職	2 (中度)	改善計画 の提出

※2 虐待による被害の程度を4区分で判断。複数名で判断した場合のみ計上している。

◎養護者による高齢者虐待

1 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数（年度内）

	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数※3	525 件	555 件	542 件
虐待の事実が認められた事例の件数※4	302 件	240 件	266 件

※3 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも1件と計上している。
※4 虐待内容が多岐にわたる場合及び1人の養護者が複数の高齢者を虐待している場合も1件と計上している。

2 相談・通報者（重複あり）

	R3年度	R4年度	R5年度
介護支援専門員	165 人	176 人	183 人
介護保険事業所職員	39 人	24 人	41 人
医療機関従事者	29 人	17 人	26 人
近隣住民・知人	17 人	23 人	10 人
民生委員	9 人	13 人	11 人
被虐待者本人	32 人	47 人	28 人
家族・親族	53 人	54 人	45 人
虐待者自身	6 人	8 人	12 人
当該市町村の行政職員	26 人	27 人	12 人
警察	153 人	168 人	179 人
その他、不明（匿名含む）	36 人	28 人	31 人

3 相談・通報に関する事実確認の状況（年度内）

	R3年度	R4年度	R5年度
事実確認を行った事例	520 件	536 件	519 件
立入調査以外の方法（訪問調査等）により調査を行った	519 件	533 件	510 件
立入調査により調査を行った	1 件	3 件	9 件
事実確認を行っていない事例	5 件	19 件	23 件
虐待ではなく事実確認不要と判断した	3 件	15 件	19 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	2 件	4 件	4 件

4 虐待の種別（重複あり）

	R3年度	R4年度	R5年度
身体的虐待	194 件	149 件	156 件
介護等の放棄	73 件	60 件	86 件
心理的虐待	130 件	120 件	124 件
性的虐待	1 件		2 件
経済的虐待	64 件	48 件	66 件

5 被虐待高齢者の状況

（1）被虐待高齢者の性別※5

	R3年度	R4年度	R5年度
男性	75 人	62 人	70 人
女性	231 人	184 人	199 人
計	306 人	246 人	269 人

※5 1件の事例に対し複数の場合があるため、被虐待高齢者数は虐待と認定した件数と一致しない。

（2）被虐待高齢者の年齢※5

	R3年度	R4年度	R5年度
65～69歳	20 人	17 人	18 人
70～74歳	47 人	32 人	32 人
75～79歳	61 人	57 人	50 人
80～84歳	61 人	50 人	60 人
85～89歳	67 人	57 人	59 人
90歳以上	50 人	33 人	50 人
不明			
計	306 人	246 人	269 人

(3) 被虐待高齢者の要介護認定の状況※5

	R3年度	R4年度	R5年度
未申請	84 人	59 人	52 人
申請中	9 人	9 人	15 人
認定済み	204 人	173 人	194 人
認定非該当（自立）	8 人	5 人	8 人
不明	1 人		
計	306 人	246 人	269 人

(3) - 1 要介護認定者の要介護状態区分

	R3年度	R4年度	R5年度
要支援 1	10 人	10 人	8 人
要支援 2	18 人	16 人	5 人
要介護 1	44 人	44 人	40 人
要介護 2	47 人	33 人	48 人
要介護 3	37 人	38 人	43 人
要介護 4	32 人	20 人	30 人
要介護 5	15 人	12 人	20 人
不明	1 人		
計	204 人	173 人	194 人

(3) - 2 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	R3年度	R4年度	R5年度
自立又は認知症なし	13 人	13 人	18 人
自立度Ⅰ	31 人	42 人	26 人
自立度Ⅱ	70 人	56 人	78 人
自立度Ⅲ	69 人	38 人	48 人
自立度Ⅳ	14 人	16 人	11 人
自立Ⅲ	3 人	3 人	6 人
認知症はあるが自立度不明※6	4 人	1 人	5 人
認知症の有無が不明		4 人	2 人
計	204 人	173 人	194 人

※6 「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(3) - 3 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	R3年度	R4年度	R5年度
介護サービスを受けている	172 人	141 人	161 人
過去受けていたが判断時点では受けていない	7 人	5 人	9 人
過去も含め受けていない	24 人	27 人	20 人
不明	1 人		4 人
計	204 人	173 人	194 人

6 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

(1) 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況※5

	R3年度	R4年度	R5年度
虐待者とのみ同居	161 人	117 人	150 人
虐待者及び他家族と同居	117 人	103 人	100 人
虐待者と別居	26 人	25 人	16 人
その他（不明含む）	2 人	1 人	3 人
計	306 人	246 人	269 人

(2) 被虐待高齢者の家族形態※5

	R3年度	R4年度	R5年度
単独世帯	15 人	16 人	11 人
夫婦のみ世帯	49 人	45 人	51 人
未婚の子と同居	96 人	87 人	77 人
配偶者と離別・死別等した子と同居	58 人	20 人	37 人
子夫婦と同居	46 人	38 人	27 人
その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）	22 人	23 人	20 人
非親族と同居（2人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる場合）	5 人	6 人	4 人
その他（既婚の子も未婚の子も同居している場合、本人が入所・入院している場合、上記以外に該当しない場合等）	15 人	11 人	41 人
不明			1 人
計	306 人	246 人	269 人

(3) 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄※7

	R3年度	R4年度	R5年度
配偶者（夫）	61 人	52 人	49 人
配偶者（妻）	16 人	17 人	22 人
息子	129 人	100 人	127 人
娘	63 人	49 人	49 人
息子の配偶者（嫁）	14 人	8 人	8 人
娘の配偶者（婿）	4 人	5 人	3 人
兄弟姉妹	8 人	7 人	6 人
孫	10 人	5 人	9 人
その他（不明含む）	12 人	12 人	14 人

※7 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしているため延べ人数

(4) 虐待者の年齢

	R3年度	R4年度	R5年度
20歳未満			2 人
20～29歳	11 人	3 人	0 人
30～39歳	11 人	16 人	15 人
40～49歳	56 人	32 人	39 人
50～59歳	81 人	76 人	78 人
60～64歳	43 人	31 人	42 人
65～69歳	31 人	20 人	27 人
70～74歳	24 人	21 人	24 人
75～79歳	16 人	17 人	23 人
80～84歳	28 人	20 人	21 人
85～89歳	12 人	9 人	10 人
90歳以上	2 人	6 人	2 人
不明	2 人	4 人	4 人

7 虐待の事実が認められた事例への対応状況

(1) - 1 虐待への対応策としての分離の有無※8

	R3年度	R4年度	R5年度
虐待者から分離を行った事例	88 件	91 件	90 件
被虐待者と虐待者を分離していない事例	158 件	122 件	128 件
現在対応について検討・調整中の事例	14 件	7 件	16 件
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	62 件	47 件	46 件
その他	28 件	24 件	31 件

※8 対象年度以前に通報・届出があったものも含まれるため、合計件数は被虐待者数と一致しない。

(１)－２ 分離を行った事例の対応の内訳

	R3年度	R4年度	R5年度
契約による介護保険サービスの利用	20 件	26 件	31 件
やむを得ない事由等による措置	20 件	31 件	28 件
緊急一時保護	4 件	4 件	8 件
医療機関への一時入院	20 件	14 件	12 件
上記以外の住まい・施設等の利用	16 件	9 件	5 件
虐待者を高齢者から分離(転居等)	4 件	4 件	5 件
その他	4 件	3 件	1 件
計	88 件	91 件	90 件

(１)－３ 分離をしていない事例の対応の内訳（複数回答あり）

		R3年度	R4年度	R5年度
経過観察(見守り)		35 件	28 件	21 件
経過観察 以外の対応	養護者に対する助言・指導	99 件	69 件	87 件
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	5 件	2 件	4 件
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	10 件	15 件	11 件
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	53 件	47 件	55 件
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	11 件	4 件	10 件
	その他	36 件	15 件	8 件

(２) 権利擁護に関する対応

	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度	15 件	16 件	30 件
	利用開始済（年度内）	7 件	14 件
	利用手続き中	9 件	16 件
	【内数】市町村長申立	15 件	29 件
日常生活自立支援事業利用開始	4 件	2 件	2 件

◎福島県内の高齢者虐待の状況について（平成１８年度～）

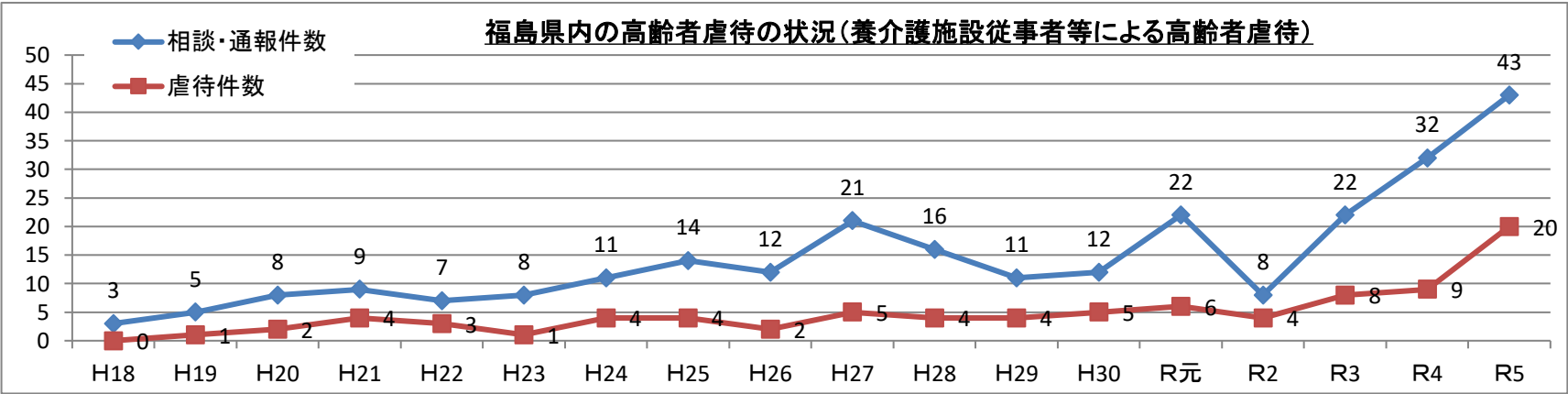
１ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(１) 福島県内の高齢者虐待の状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報 件数	3件	5件	8件	9件	7件	8件	11件	14件	12件	21件	16件	11件	12件	22件	8件	22件	32件	43件
虐待件数	0件	1件	2件	4件	3件	1件	4件	4件	2件	5件	4件	4件	5件	6件	4件	8件	9件	20件

(２) 全国の高齢者虐待の状況【参考】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報 件数	273件	379件	451件	408件	506件	687件	736件	962件	1,120件	1,640件	1,723件	1,898件	2,187件	2,267件	2,097件	2,390件	2,795件	3,441件
虐待件数	54件	62件	70件	76件	96件	151件	155件	221件	300件	408件	452件	510件	621件	644件	595件	739件	856件	1,123件



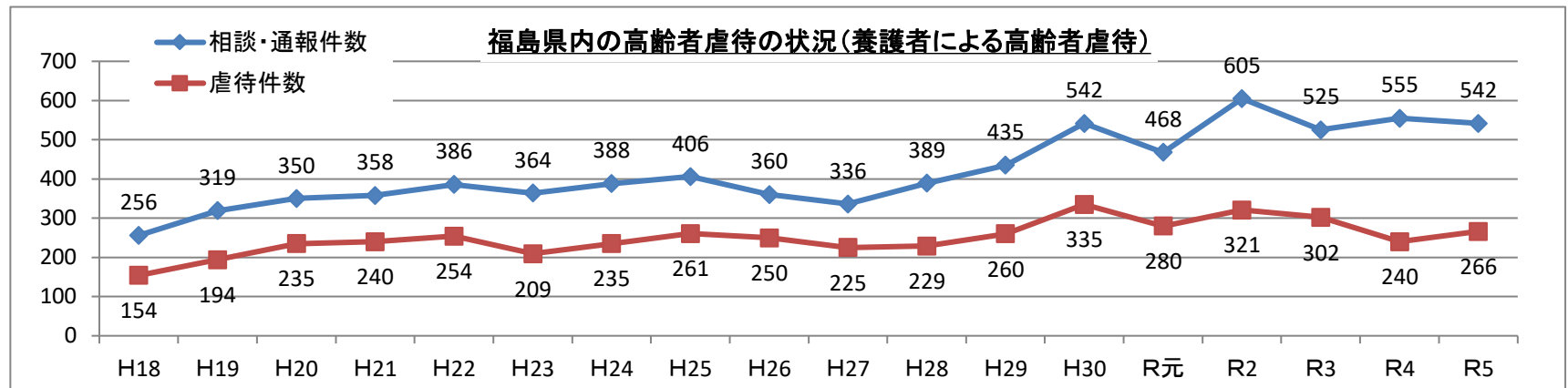
2 養護者による高齢者虐待

(1) 福島県内の高齢者虐待の状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報 件数	256件	319件	350件	358件	386件	364件	388件	406件	360件	336件	389件	435件	542件	468件	605件	525件	555件	542件
虐待件数	154件	194件	235件	240件	254件	209件	235件	261件	250件	225件	229件	260件	335件	280件	321件	302件	240件	266件

(2) 全国の高齢者虐待の状況【参考】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報 件数	18,390件	19,971件	21,692件	23,404件	25,315件	25,636件	23,843件	25,310件	25,791件	26,688件	27,940件	30,040件	32,231件	34,057件	35,774件	36,378件	38,291件	40,386件
虐待件数	12,569件	13,273件	14,889件	15,615件	16,668件	16,599件	15,202件	15,731件	15,739件	15,976件	16,384件	17,078件	17,249件	16,928件	17,281件	16,426件	16,669件	17,100件



【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

【平成18年4月1日施行】

（第25条）

「都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」

※その他厚生労働省令で定める事項とは

①虐待があった養介護施設等の種別

②虐待を行った養介護施設従事者等の職種

○高齢者虐待とは

・高齢者を65歳以上とし、養護者または養介護施設従事者等による次の行為

①身体的虐待

②介護・世話の放棄・放任

③心理的虐待

④性的虐待

⑤経済的虐待

○養介護施設とは

・老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム

・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターなど

○養介護事業とは

・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業

・介護保険法に規定される居宅サービス事業、介護予防サービス事業など

○養介護施設従事者等とは

・養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

○市町村の役割

・高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について一義的に責任を持つ。

○ 県の役割

・市町村間の連絡調整、市町村への情報提供等を行うとともに、養介護施設従事者等の虐待について市町村からの報告を受けたときは、老人福祉法や介護保険法に基づく対応を行う。

・養介護施設従事者等による虐待の状況等の公表を行う。

※ 高齢者虐待防止法の一部改正（平成24年10月1日施行）

・65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用することとなった。

令和５年度における福島県内の障がい者虐待の状況について

資料１－３

(対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)
令和７年３月１８日 障がい福祉課

障害者虐待防止法第20条に基づき、障がい者虐待状況を公表します。

◎障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

１ 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数（年度内）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
相談・通報件数（※１）	22 件	36 件	48 件
虐待の事実が認められた事例の件数	6 件	10 件	18 件

※１ 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも１件と計上している。

２ 相談・通報者（重複あり）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
本人による届出	1 人	7 人	4 人
家族・親族	2 人	8 人	4 人
近隣住民・知人	0 人	0 人	2 人
民生委員	0 人	0 人	0 人
医療機関関係者	2 人	1 人	2 人
教職員	0 人	0 人	0 人
相談支援専門員	3 人	3 人	6 人
設置者・管理者（当該施設・事業所）	2 人	2 人	8 人
サービス管理責任者（当該施設・事業所）	2 人	0 人	3 人
サービス提供責任者（当該施設・事業所）	0 人	0 人	0 人
児童発達支援管理責任者（当該施設・事業所）	0 人	1 人	0 人
職員（当該施設・事業所）	5 人	3 人	7 人
当該施設・事業所 元職員	5 人	0 人	3 人
当該施設・事業所 利用者	0 人	0 人	0 人
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	0 人	0 人	0 人
他の施設・事業所の職員	0 人	4 人	4 人
当該市町村行政職員	1 人	0 人	3 人
警察	0 人	0 人	2 人
運営適正化委員会（社会福祉法第８３条）	0 人	0 人	0 人
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	0 人	1 人	1 人
成年後見人等	0 人	0 人	0 人
その他、不明（匿名を含む）	0 人	7 人	2 人

３ 虐待の状況

区分	施設・事業所の種別	障害者虐待の種別	被虐待者の状況 （当時）			虐待を行っ た従事者等 の職種	虐待事例へ の対応状況
			性別	年齢階級	支援区分		
事案１	障害者支援施設	身体的虐待 放棄、放置（ネグレクト）	女	55～59歳	区分6	福祉職	改善計画の 提出
事案２	共同生活援助	放棄、放置（ネグレクト）	女	35～39歳	区分3	福祉職	改善計画の 提出
事案３	就労継続支援Ｂ型	心理的虐待	複数名	複数名	複数名	福祉職	改善計画の 提出
事案４	就労継続支援Ｂ型	性的虐待 経済的虐待	女	35～39歳	なし	福祉職	施設等に対 する指導
事案５	障害者支援施設	心理的虐待	男	60～64歳	区分6	福祉職	改善計画の 提出

事案 6	共同生活援助	身体的虐待	女	65歳以上	区分2	福祉職	改善計画の提出
事案 7	就労継続支援 B 型	性的虐待	男	18・19歳	なし	福祉職	改善計画の提出
事案 8	就労継続支援 B 型	身体的虐待	女	30～34歳	不明	福祉職	改善計画の提出
事案 9	障害者支援施設	身体的虐待 放棄、放置（ネグレクト）	男	65歳以上	区分6	福祉職	施設等に対する指導 （継続中）
事案 1 0	共同生活援助	身体的虐待	男	60～64歳	区分5	福祉職	改善計画の提出
事案 1 1	共同生活援助	経済的虐待	男	25～29歳	なし	福祉職	改善計画の提出
事案 1 2	共同生活援助	身体的虐待 心理的虐待	男	25～29歳	区分5	福祉職	改善計画の提出
事案 1 3	障害者支援施設	身体的虐待	男	40～44歳	区分5	福祉職	行政処分 （新規入所者受入停止3か月）
事案 1 4	障害者支援施設	身体的虐待	男	55～59歳	区分6	福祉職	改善計画の提出
事案 1 5	就労継続支援 B 型	心理的虐待	男	35～39歳	区分3	福祉職	改善計画の提出
事案 1 6	生活介護	心理的虐待	男	35～39歳	区分2	福祉職	改善計画の提出
事案 1 7	放課後等デイサービス	心理的虐待 放棄、放置（ネグレクト）	女	小学生	不明	福祉職	改善計画の提出
事案 1 8	共同生活援助	身体的虐待	男	45～49歳	区分6	福祉職	改善計画の提出

◎養護者による障がい者虐待

1 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数（年度内）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
相談・通報件数（※ 2）	75 件	97 件	93 件
虐待の事実が認められた事例の件数（※ 3）	38 件	40 件	40 件

※ 2 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも 1 件と計上している。

※ 3 虐待内容が多岐にわたる場合及び 1 人の養護者が複数の高齢者を虐待している場合も 1 件と計上している。

2 相談・通報者（重複あり）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
本人	7 人	22 人	11 人
家族・親族	1 人	5 人	5 人
近隣住民・知人	0 人	2 人	1 人
民生委員	0 人	0 人	0 人
医療機関関係者	2 人	4 人	4 人
教職員	3 人	0 人	0 人
相談支援専門員	15 人	17 人	23 人
施設・事業所の職員	14 人	12 人	17 人
虐待者自身	0 人	0 人	1 人
警察	29 人	37 人	25 人
当該市区町村行政職員	2 人	1 人	3 人
介護保険法に基づく居宅介護サービス事業等従事者等	0 人	0 人	0 人
成年後見人等	0 人	0 人	1 人
その他・不明（匿名を含む）	1 人	2 人	3 人

3 相談・通報に関する事実確認の状況（年度内）

		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
事実確認を行った事例		70 件	91 件	91 件
	立入調査以外の方法（訪問調査等）により調査を行った	67 件	91 件	89 件
	立入調査により調査を行った	3 件	0 件	2 件
事実確認を行っていない事例		6 件	6 件	2 件
	虐待ではなく事実確認不要と判断した。	3 件	5 件	1 件
	後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	0 件	1 件	1 件
	他部署等への引継ぎ	3 件	0 件	0 件

4 虐待の種別（重複あり）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
身体的虐待	27 件	25 件	23 件
性的虐待	2 件	1 件	2 件
心理的虐待	8 件	15 件	12 件
放棄、放置（ネグレクト）	1 件	6 件	8 件
経済的虐待	8 件	10 件	8 件

5 被虐待障がい者の状況

（1）被虐待障がい者の性別（※4）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
男性	11 人	10 人	14 人
女性	28 人	31 人	26 人
計	39 人	41 人	40 人

※4 1 件の事例に対し複数の場合があるため、被虐待障がい者数は虐待と認定した件数と一致しない。

（2）被虐待障がい者の年齢（※4）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
就学前	0 人	0 人	0 人
小学生	0 人	0 人	0 人
中学生	0 人	0 人	0 人
15～17歳（中学生を除く）	0 人	0 人	0 人
18・19歳	1 人	3 人	1 人
20～24歳	3 人	2 人	7 人
25～29歳	7 人	5 人	4 人
30～34歳	3 人	3 人	3 人
35～39歳	2 人	7 人	2 人
40～44歳	0 人	4 人	7 人
45～49歳	5 人	3 人	2 人
50～54歳	4 人	4 人	7 人
55～59歳	9 人	7 人	2 人
60～64歳	3 人	3 人	3 人
65歳以上	2 人	0 人	2 人
不明	0 人	0 人	0 人
計	39 人	41 人	40 人

（3）被虐待障がい者の障害支援区分の状況（※4）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
区分 1	0 人	1 人	1 人
区分 2	1 人	5 人	2 人
区分 3	3 人	7 人	5 人
区分 4	5 人	4 人	6 人
区分 5	3 人	4 人	1 人
区分 6	1 人	1 人	1 人
なし	26 人	19 人	23 人
不明	0 人	0 人	1 人
計	39 人	41 人	40 人

(3) - 1 被虐待障がい者の障害福祉サービス等の利用状況（重複可）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
障害者総合支援法上のサービス	17 人	26 人	29 人
児童福祉法上のサービス	0 人	0 人	0 人
自立支援医療	12 人	15 人	22 人
地域生活支援事業サービス	4 人	2 人	0 人
市区町村及び都道府県が実施する事業	0 人	0 人	0 人
成年後見制度	0 人	1 人	3 人
日常生活自立支援事業	0 人	1 人	0 人
その他	0 人	2 人	0 人
利用なし・不明	10 人	7 人	2 人
計	43 人	54 人	56 人

(3) - 2 行動障害の有無

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
強い行動障害がある。（障害支援区分 3、行動関連項目 10 点以上）	4 人	4 人	2 人
認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある。	0 人	0 人	0 人
行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	3 人	7 人	10 人
行動障害がない	32 人	27 人	26 人
行動障害の有無が不明	0 人	3 人	2 人
計	39 人	41 人	40 人

6 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

(1) 被虐待障がい者における虐待者との同居・別居の状況（※4）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
虐待者と同居	35 人	39 人	35 人
虐待者と別居	4 人	2 人	4 人
その他（不明含む）	0 人	0 人	1 人
計	39 人	41 人	40 人

(2) 被虐待障がい者の家族形態（※4）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
単身	3 人	1 人	4 人
配偶者と同居	2 人	4 人	4 人
配偶者及び子と同居	6 人	3 人	5 人
両親と同居	6 人	4 人	3 人
両親及び同居兄弟姉妹と同居	1 人	10 人	7 人
父親と同居	1 人	4 人	0 人
父親及び兄弟姉妹と同居	2 人	0 人	0 人
母親と同居	2 人	2 人	5 人
母親及び兄弟姉妹と同居	4 人	3 人	2 人
兄弟姉妹と同居	4 人	5 人	3 人
子と同居	5 人	1 人	2 人
その他（不明含む）	3 人	4 人	5 人
計	39 人	41 人	40 人

(3) 被虐待障がい者から見た虐待者の続柄（※5）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
父	9 人	14 人	8 人
母	8 人	7 人	10 人
夫	8 人	7 人	7 人
妻	0 人	0 人	1 人
息子	1 人	1 人	2 人
娘	5 人	1 人	1 人
息子の配偶者（嫁）	0 人	0 人	0 人
娘の配偶者（婿）	0 人	0 人	0 人
兄弟	4 人	8 人	3 人
姉妹	2 人	1 人	5 人
祖父	0 人	0 人	1 人
祖母	0 人	0 人	1 人
その他（不明含む）	4 人	4 人	6 人

※5 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカンウントしているため延べ人数

(4) 虐待者の年齢

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
～17歳	0 人	0 人	0 人
18～29歳	6 人	2 人	3 人
30～39歳	3 人	6 人	6 人
40～49歳	6 人	8 人	10 人
50～59歳	10 人	5 人	8 人
60～64歳	7 人	9 人	1 人
65～74歳	6 人	10 人	14 人
75歳以上	3 人	3 人	3 人
不明	0 人	0 人	0 人

7 虐待の事実が認められた事例への対応状況

(1) - 1 虐待への対応策としての分離の有無 (※6)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	16 件	22 件	19 件
被虐待者と虐待者を分離していない事例	18 件	18 件	17 件
もともと虐待者とは別居の事例	4 件	1 件	3 件
現在対応について検討・調整中の事例	0 件	0 件	1 件
その他	1 件	0 件	0 件

※6 対象年度以前に通報・届出があったものも含まれるため、合計件数は被虐待者数と一致しない。

(1) - 2 分離を行った事例の対応の内容

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
養護者に対する助言・指導	22 件	26 件	29 件
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0 件	0 件	0 件
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	5 件	9 件	4 件
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	2 件	11 件	16 件
被虐待障がい者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	0 件	2 件	2 件
再発防止のための定期的な見守りの実施	19 件	18 件	20 件
その他	0 件	1 件	0 件
計	48 件	67 件	71 件

(1) - 3 分離した際の方法

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
契約による障害福祉サービスの利用	7 件	10 件	5 件
(うち面会の制限を行った事例)	1 件	1 件	0 件
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由などによる措置	2 件	3 件	1 件
(うち面会の制限を行った事例)	1 件	2 件	0 件
上記以外の方法による一時保護	2 件	4 件	7 件
(うち面会の制限を行った事例)	2 件	2 件	6 件
医療機関への一時入院	1 件	2 件	2 件
(うち面会の制限を行った事例)	0 件	0 件	2 件
その他の分離	4 件	3 件	4 件
(うち面会の制限を行った事例)	0 件	0 件	0 件

(2) 権利擁護に関する対応

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
新たに成年後見制度を利用開始済の事例	0 件	2 件	2 件
新たに成年後見制度を利用するための手続き中の事例	0 件	4 件	2 件
上記のうち市町村長申し立て【内数】	0 件	5 件	4 件
新たに日常生活自立支援事業を利用の事例	1 件	0 件	0 件

◎福島県内の障がい者虐待の状況について（平成24年度～）

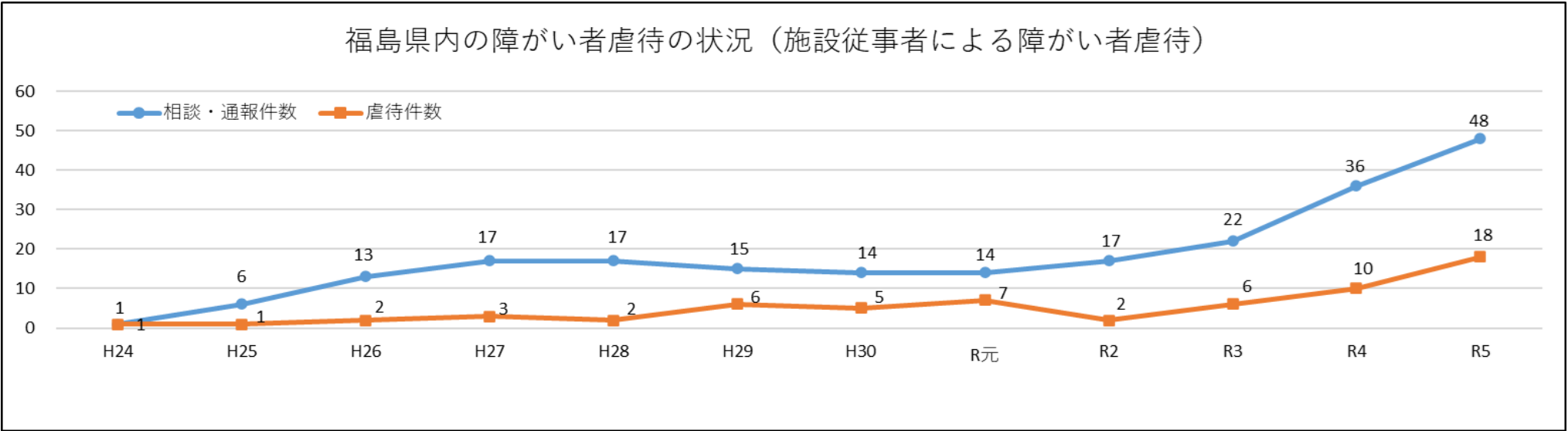
1 障害福祉サービス事業所等従事者による障がい者虐待

（1）福島県内の障がい者虐待の状況

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数（件）	1	6	13	17	17	15	14	14	17	22	36	48
虐待件数（件）	1	1	2	3	2	6	5	7	2	6	10	18

（2）全国の障がい者虐待の状況【参考】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数（件）	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待件数（件）	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194



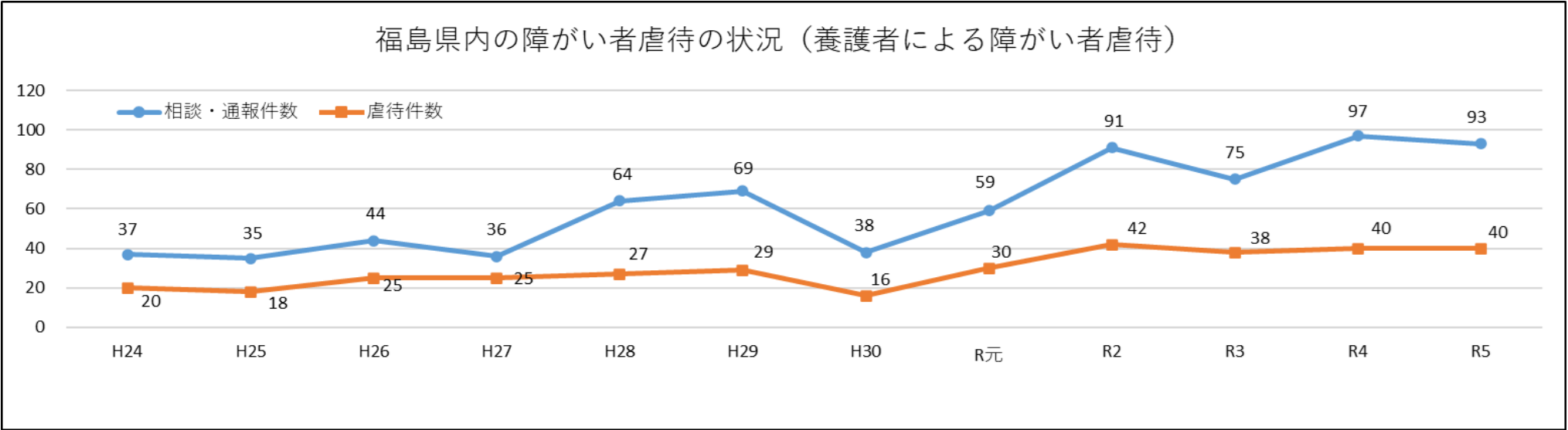
2 養護者による障がい者虐待

（1）福島県内の障がい者虐待の状況

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数（件）	37	35	44	36	64	69	38	59	91	75	97	93
虐待件数（件）	20	18	25	25	27	29	16	30	42	38	40	40

（2）全国の障がい者虐待の状況【参考】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数（件）	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待件数（件）	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283



令和6年度福島県障がい者虐待防止・権利擁護研修開催要項（事業所等コース）

1 研修の目的、内容

県内の関係機関における障がい者虐待防止対策に係る理解を深め、各機関の情報を共有し、障がいのある方への虐待を防止することを目的として開催します。

本研修は、令和6年10月2日～4日に開催された「令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（国主催研修）の伝達研修であり、障害者虐待防止法の概要、虐待の防止に向けた取り組み等についての説明を行います。

2 主催：福島県

3 期日、受講対象者、定員、申込期限等

期 日	受講対象者	定員	申込期限	受講料
令和7年1月21日（火）	障がい福祉サービス事業所職員等	70名	令和7年1月15日（水）	無料

4 次第、日程等

令和6年度福島県障がい者虐待防止・権利擁護研修次第（事業所等コース）をご覧ください。
受付は、9時20分から行います。

5 事業所等コース研修会場

コミュタン福島ー福島県環境創造センター交流棟（TEL:0247-61-5721） ホール
（〒963-7700 田村郡三春町深作10番2号 田村西部工業団地内）

6 研修の申込みについて

参加申込書に必要事項を記入の上、メールで申し込みください。
ファイル名を 参加申込書【事業所名】としてください。

7 昼食の準備について

昼食はあらかじめ各自で御準備願います。また、研修会場となるホールでは飲食ができないため、当日指定の食事場所または車内で食べるなど御協力をお願いいたします。

8 研修参加の申込み及び問い合わせ先

福島県保健福祉部障がい福祉課 （担当：川口）
TEL:024-521-7240 E-mail shougaishisetsu@pref.fukushima.lg.jp

9 事前動画視聴について

下記URLより事前に動画視聴願います。（※ビデオ5本、合計約3時間）
URL：<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWiGw2iiSlzbJW6u81s73zIH>

10 持ち物

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）」を、
下記URLより印刷・持参願います。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

（裏面につづく）

11 その他

- ・会場の収容人数に限りがあるため、各法人お一人での参加をお願いします。
- ・申込みは先着順とさせていただきますのでご了承ください。
(上記 E-mail shougaishisetsu@pref.fukushima.lg.jp に届いた順番とさせていただきます。)
- ・午前・午後どちらも出席できる方が対象となります(午前のみや午後のみは不可)。
- ・「事業所等コース」の受付は「ホール」前で行います。
- ・駐車場は、コミュタン福島ー福島県環境創造センターの駐車場をご利用ください。

令和6年度福島県障がい者虐待防止・権利擁護研修開催要項（行政職コース）

1 研修の目的、内容

県内の関係機関における障がい者虐待防止対策に係る理解を深め、各機関の情報を共有し、障がいのある方への虐待を防止することを目的として開催します。

本研修は、令和6年10月2日～4日に開催された「令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（国主催研修）の伝達研修であり、障害者虐待防止法の概要、虐待の防止に向けた取り組み等についての説明を行います。

2 主催：福島県

3 期日、定員、申込期限等

期 日	定員	申込期限	受講料
令和7年1月21日（火）	60名	令和7年1月15日（水）	無料

4 次第、日程等

令和6年度福島県障がい者虐待防止・権利擁護研修次第（行政職コース）をご覧ください。
受付は、9時20分から行います。

5 行政職コース研修会場

コミュタン福島ー福島県環境創造センター交流棟（Tel:0247-61-5721） 学習室B
（〒963-7700 田村郡三春町深作10番2号 田村西部工業団地内）

6 研修の申込みについて

参加申込書に必要事項を記入の上、メールで申し込みください。
ファイル名を 参加申込書【各所属名】としてください。

7 昼食の準備について

昼食はあらかじめ各自で準備してください。学習室Bでお召し上がりになれます。

8 研修参加の申込み及び問い合わせ先

福島県保健福祉部障がい福祉課（担当：川口）
Tel:024-521-7240 E-mail shougaishisetsu@pref.fukushima.lg.jp

9 事前動画視聴について

下記URLより事前に動画視聴願います。（※ビデオ5本、合計約3時間）
URL：<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWiGw2iiSlzbJW6u81s73zIH>

10 持ち物

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）」を、
下記URLより印刷・持参願います。
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001282169.pdf>

11 その他

- ・会場の収容人数に限りがあるため、各所属お一人での参加をお願いします。
- ・午前・午後どちらも出席できる方が対象となります（午前のみや午後のみは不可）。
- ・「行政職コース」の受付は「学習室B」前で行います。
- ・駐車場は、コミュタン福島ー福島県環境創造センターの駐車場をご利用ください。

担い手育成方針の概要

令和7年3月21日
福島県高齢福祉課

1

Ⅰ 担い手育成方針策定の目的

1 担い手育成方針策定の目的

【福島県における取組予定】

本県における担い手養成の取組を進めるため...

⇒ **令和6年度**は担い手養成に向けた**方針を策定**する。

⇒ **令和7年度**に**実際に取組**を行う。

県が優先して 取り組む事項	令和6年度												令和7年度												令和8年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
④ 担い手の育成 方針の策定	担い手育成方針案作成・提示⇒策定																								育成方針の必要な見直し (既存計画改定に合わせ 計画に内容を盛り込む)											
	圏域ごとに協議・意見交換(体制整備が進んでいる圏域からの段階実施を想定)																																			
⑤ 担い手の養成 研修(委託)	・実施方法の検討 ・カリキュラム検討												法人後見養成研修の実施																							
	※法人後見を先に実施し、市町村社協等の理解を広げ、市民後見人の活躍の受け皿を拡大しておく												・実施方法の検討 ・カリキュラム検討												市民後見人養成研修の実施											

3

1 担い手育成方針策定の目的

『担い手育成方針』とは…

令和4年3月28日付厚生労働省事務連絡
「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIの考え方について(周知)」より

(内容) 市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手(市民後見人・法人後見実施団体)育成に取り組んでいくかを示す。

(分量) A4用紙1～2枚程度で、わかりやすく端的に示すことが重要

(時期) 令和6年度末までに策定

別紙

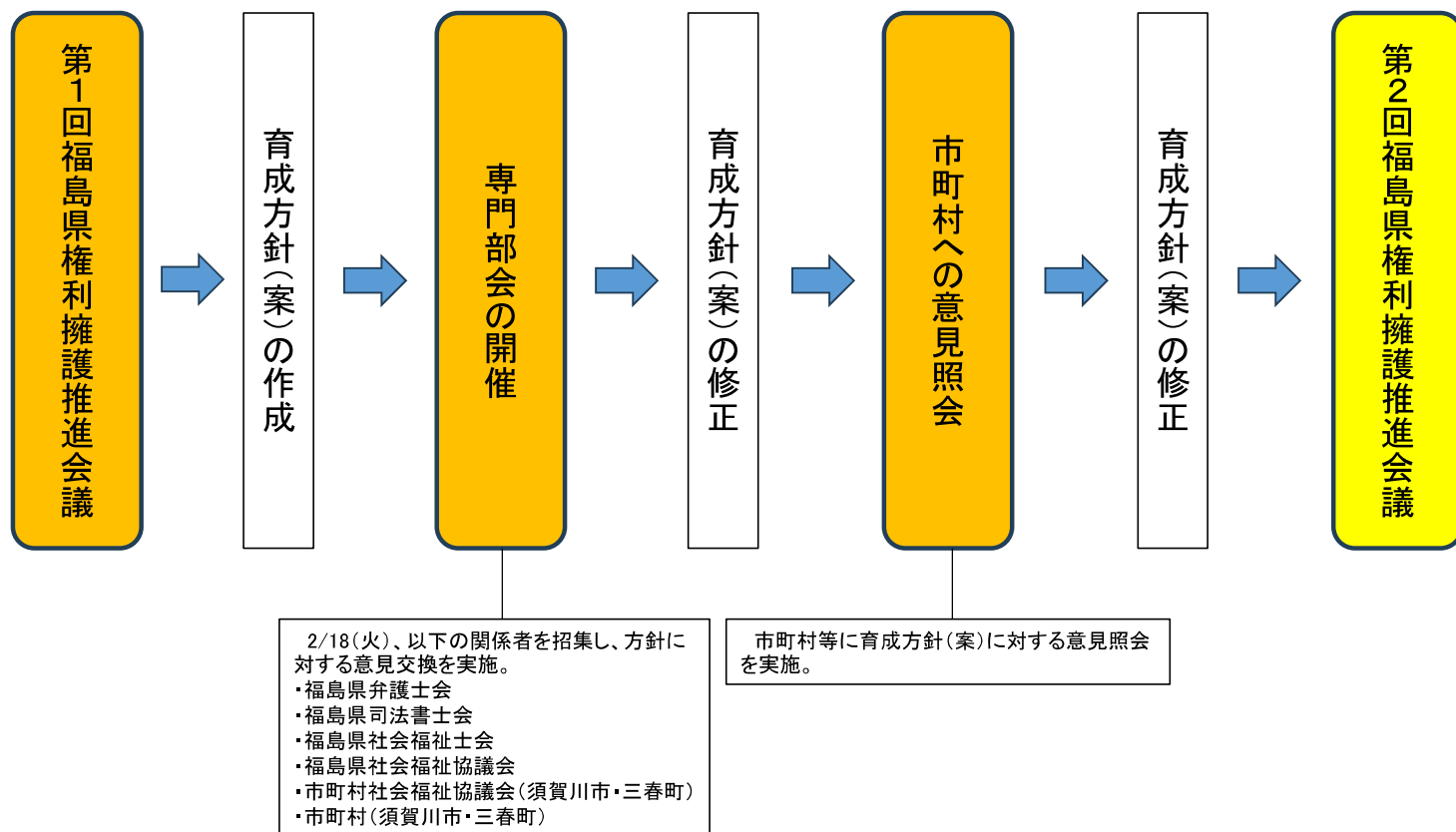
第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				

2 方針策定の流れ

5

2 方針策定の流れ



6

3 育成方針の構成

7

3 育成方針の構成

厚生労働省が示した方針例は以下で構成

- 1 目的
- 2 目標
- 3 圏域
- 4 市民後見人養成研修
- 5 法人後見実施団体の育成
- 6 市民後見人養成研修修了者、法人後見実施団体の活躍支援
- 7 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

➡ 上記をベースに、これまでの会議等における関係者からの意見を反映させ、本県の育成方針を策定。

8

4 これまでの会議等における 関係者意見

9

4 これまでの会議等における関係者意見

「1 目的」、「2 目標」関連

- 成年後見制度の利用者として当然障がい者の方もいる。
障がい者に関することも触れてはどうか。

「3 圏域の設定」関連

- 今後の取組として、圏域別の意見交換会の開催などが
想定されることを考えると、既存の枠組みを活用して開
催する方がいいと思われる。県内7方部（ないしは会
津・南会津を1つとしての6方部）でよいのでは。

4 これまでの会議等における関係者意見

「4 市民後見人養成研修」

「5 法人後見実施団体の育成」 関連

- すでに市町村において市民後見人養成講座を開催している場合は、県が開催する養成講座に無理に一本化しなくてもよいのでは。
- 権利擁護支援という認識を、一般の市民の方にどこまで根づかせていくことができるのかという点においては、小さい自治体に関しては、その自治体のカリキュラム体制の構築といったことがやはり難しい。
- 座学で学べるようなことを県が一括でオンライン等も駆使しながら実施し、実務研修的な部分を各市町村が担うという形にしてもよいかもしれない。

11

4 これまでの会議等における関係者意見

「4 市民後見人養成研修」

「5 法人後見実施団体の育成」 関連

- 法人後見に取り組むためのスキルを持った職員を育成していくという仕組みが社協内部にはない。研修・意見交換等開催していただきたい。
- 法人後見の実施にあたり、受任後のサポート体制も必要だと感じる。後見の知識がないところから事業開始。事業の走り出しは事務・実務的なところがわからず、手探り状態で始まった。サポート体制があると助かる。
- 法人後見を受任できるとしている法人で、対応が良くない法人がいる。受任団体についても養成後のフォローアップ体制が大事ではないか。

12

4 これまでの会議等における関係者意見

「6 活躍支援」

「7 地域連携ネットワークの強化」 関連

- 研修修了者が実際に家庭裁判所に後見業務を受任したいとの相談をしたが、市民後見人への支援体制が整っていないと受任は難しいとのこと。

養成後のバックアップ体制が整っていないと活動に結びつくことは難しい印象。

- フォローアップ研修等について、現場レベルでは後見人等選任後のバックアップに係る負担も増加しており、町村などの小規模自治体での実施は困難であることから、フォローアップ研修等も県主催での実施をお願いしたい。
(活躍の場の提供やケース対応の中でのフォローアップは可能)

13

4 これまでの会議等における関係者意見

「6 活躍支援」

「7 地域連携ネットワークの強化」 関連

- 南相馬市は市民後見人養成講座実施後、市民後見人というより、あんしんサポート事業の生活支援員に登録いただくような取組をしている。

実際に生活支援員として活動いただくに際しては、社協の職員と一緒に何度も同行などしながらようやく生活支援員として活躍いただくということになっている。

- フォローアップやバックアップというのは、結局どこが担うのかと考えた。行政側のほうで責任を持ってやっていただくのがいいのか、それとも私たちのような専門職が担った方がいいのか、社協等の団体が中心になってやったほうがいいのか。

14

5 【参考】県内における 担い手育成の状況

15

5 県内における担い手育成の状況

	全国の研修 実施状況等 (R5)	福島県の研修 実施状況等 (R6)	カリキュラム	受講対象 実施方法
法人 後見	◆都道府県46.8% ◆市町村3.9% ◆法人後見実施団体数 法人 1,231 社協 62.6% 社福法人 3.2% NPO 16.7% 一般社団法人 9.2% 弁護士法人等 5.8% その他 2.5%	◆県 — (実施なし) ◆市町村2% (1) 会津 ◆法人後見実施団体数 法人14 社協(11) 福島・会津若松・郡山・いわき・須賀 川・喜多方・本宮・桑折・只見・南 会津・檜葉 NPO(2) いわき その他(1) 会津若松	◆他法人や自治体が独自に 作成したもの (厚労省から基本カリキュラム は示されていない) 例) 1日～3日などそれぞれ異なる 基礎編、専門編での実施もあり オンライン実施あり	◆県社協 ◆市町村社協 ◆社会福祉法人 ◆NPO法人 ◆法人後見実施団体(フォローアップ含む) ◆市町村
市民 後見人	◆都道府県34% ◆市町村24% ◆養成者数 23,323 後見人以外の活動 ・法人後見支援員 11% ・日自生活支援員 14% ◆登録者数 8,202(35%) ◆受任者数8.2% 1,904(8.2%)	◆県 — (実施なし) ◆市町村(13) 福島・会津若松・いわき・南相馬・北塩 原・磐梯・猪苗代・湯川・柳津・三島・金 山・会津美里・富岡 ◆養成者数117 法人後見支援員 3% 日自生活支援員 9% ◆登録者数 22(19%) ◆受任者数 13(11%)	◆厚労省基本カリキュラム 合計50単位(50H) (基礎25+実践25) 必要により補講2 オンライン活用可 ◆独自に作成したもの使用可	◆市町村の推薦者 ◆地域住民 ◆福祉・介護関係者 ◆医療関係者 ◆市民後見人 ◆親族後見人 * 受講後、家裁からの選任だけでなく市民の立場で権利擁護に関わる様々な人たちを含む

※「厚労省成年後見制度取組状況調査」(R6年度実施)を基本に、関係者からの聞き取りにより一部補足

福島県保健福祉部高齢福祉課
令和〇年〇月〇日策定

1 目的

県は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度を利用する人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を、県内全域に整備できるよう、市町村、地域の関係者・関係機関と協働し、後見事務等の担い手の確保・育成等を推進する。

2 目標

認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等の選任・交代が可能となるよう、各地域に多様な主体が後見事務等権利擁護支援の担い手として存在し、活躍できるよう幅広く取り組む。

3 圏域

社会資源の地域偏在等により市町村単独での取組が困難な場合、複数の市町村が連携して取組を推進することが想定されることから、県は以下の7つの圏域区分を単位として、圏域内の市町村の活動を支援する。

- ① 県北圏域 ② 県中圏域 ③ 県南圏域 ④ 会津圏域
- ⑤ 南会津圏域 ⑥ 相双圏域 ⑦ いわき圏域

4 市民後見人の養成

(1) 市町村による市民後見人の養成

市町村は、地域共生社会実現のため、市民後見人の養成に主体的に取り組む。市民後見人養成研修の実施に当たっては、複数の市町村と連携して実施することや、県が実施する研修との単位の互換を認める等、必要に応じた協働を行う。

(2) 県による市民後見人の養成支援

県は、市町村による市民後見人の養成を支援し、必要に応じて市町村と協働して、市民後見人養成研修を実施する。

5 法人後見実施団体の養成

(1) 法人後見実施団体の参画の推進

県は、法人後見実施団体養成研修等を実施する。

また、関係機関と協働し、市町村社会福祉協議会による法人後見の実施を支援するとともに、市町村社会福祉協議会以外の新たな法人後見実施団体の参画を促進する。

県と市町村は、市町村社会福祉協議会等による法人後見等の取組を周知する。

(2) 法人後見実施団体間の情報共有等への支援

県は、法人後見実施団体が団体の活動・支援状況の共有や講習会の実施などに取り組めるよう支援する。

6 成年後見人候補者等への活躍支援

(1) 名簿の管理等

県及び市町村は、後見等を行う市民後見人及び法人後見実施団体の候補者を把握するため、上記４、５の研修修了者について、名簿を作成し管理する。

(2) 市民後見人養成研修修了者の活躍支援

市町村は、市民後見人養成研修修了者について、関係機関と連携し、法人後見支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、広報・啓発を行う権利擁護サポーター等として活動できるようにするなど、活躍の場のしくみづくりを主体的に行う。

また、県及び市町村は、上記４、５の研修修了者に対して、研修や意見交換会を実施する等、フォローアップに努める。

7 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

(1) 地域連携ネットワークの強化

市町村は、それぞれの構築する権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、多様な担い手の育成・支援のあり方について、定期的に協議する。

(2) 県内における取組状況の共有

県は、自治体と家庭裁判所、専門職団体等との相互理解を進めるため、市民後見人、法人後見実施団体の活動状況等についての情報交換、意見交換を行う場を設定する。

(3) 家庭裁判所及び専門職団体との連携

県は、家庭裁判所、専門職団体に対し、県及び市町村における成年後見制度利用促進に関する取組に積極的に参加・協力するよう働きかける。

8 その他

本方針については、随時必要な見直しを行い、今後の社会情勢の変化や国の動向に対応しながら、本方針に掲げた目的の実現を目指す。